

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園，保育所，認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については，月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は，満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については，入園できる時期に合わせて，満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費，食材料費，行事費，延長保育料などは，これまでどおり保護者の負担になります。
ただし，年収360万円未満相当世帯の子供たちと所得階層にかかわらず第3子以降の子供たちについては，副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

- **0歳から2歳までの子供たちについては，住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに，子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から，現行制度を継続し，保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして，0歳から2歳までの第2子は半額，第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については，第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園，保育所，認定こども園に加え，**地域型保育，企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要があります**。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要があります**。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※無償化に向けて、芦屋市では9月の市議会での条例改正の手続きを進めております。制度の内容の詳細は、市のホームページをご覧ください。

問い合わせ先:子育て推進課

TEL:0797-38-2128